

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

西武建設株式会社  
埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2 指名停止期間

令和5年10月11日 ～ 令和6年2月10日（4ヵ月）

3 指名停止の理由

西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：専門官(契約適正化担当)